

教育・保育提供区域の  
設定について

# 教育・保育提供区域について①

## 1. 教育・保育提供区域の趣旨について

- 市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、計画に記載する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとしている。
  
- 「教育・保育提供区域」の設定にあたっては、
  - ・ 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、
  - ・ 現在の教育・保育の利用状況、
  - ・ 教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。
  
- なお、認定区分<sup>(※1)</sup>ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに広域利用等の実態が異なる場合には、その実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに区域設定することができる。

### (※1) 認定区分

- 1号認定子ども: 満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども (従来幼稚園に通っている方を想定)
  - 2号認定子ども: 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
  - 3号認定子ども: 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
- 保育を必要とする子ども  
(従来保育所(園)に通っている方を想定)

### 2. 区域設定にあたっての留意事項

- 現在実施しているニーズ調査の調査票では、調査回答者の居住地区を、小学校区単位で調査を行っているため、最小単位は小学校区とし、この小学校区の組み合わせにより区域設定を行う。
- 実態に応じて、認定区分、事業ごとに区域設定することができるため、各事業等ごとの利用状況を把握し、それぞれの区域設定について検討を行う。  
⇒ 具体的には、ニーズ調査の結果を踏まえ、次回会議以降の議題である「量の見込み」と合わせて検討を行い、区域を確定させる。

### 3. グループワークの実施について

- 次回会議以降で検討する「量の見込み」の前段として、区域設定に関する考え方・方針等についてご意見をいただきたい。
- 特にご意見をいただきたい事業等について、参考資料4で、「子ども・子育て支援に関する基本指針(案)」で例示のあった小学校区単位、中学校区単位での状況を参考としてまとめる。
- 今回いただいたご意見を参考とし、ニーズ調査の総体的なデータと照らし合わせて、次回以降の会議において事務局案等をご提案する。

## 教育・保育提供区域について③

### 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

#### 第六十一条（略）

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）（抄）

#### 1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、2の（二）の（2）に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

この場合において、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、教育・保育提供区域は、2の（二）の（2）に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（以下「認定区分」という。）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

なお、市町村整備計画を作成する場合には、当該市町村整備計画に記載する保育提供区域（児童福祉法第五十六条の四の二第二項第一号に規定する保育提供区域をいう。）は、当該教育・保育提供区域と整合性が取れたものとする。

## 区域設定の具体的な検討について①

事業等名	区域設定にあたっての視点	区域設定(案)	備考
妊婦健康診査	市内全域の医療機関が対象であるため、細かな区域設定はなじまない。	市全域	
乳児家庭全戸訪問事業	居宅を訪問する事業の性質上、細かな区域設定はなじまない。	市全域	
養育支援訪問事業	居宅を訪問する事業の性質上、細かな区域設定はなじまない。	市全域	
幼児教育・保育 (幼稚園、保育所(園)、地域型保育事業 等)	・広域利用の実態、 ・細かな区域設定にした場合に、柔軟な対応が難しい点 など、総合的に勘案する必要あり。	—	・認定区分毎に、幼稚園、保育所(園)の利用状況等をもとに、区域を分ける必要があるか。
延長保育事業	保育所(園)の区域設定とあわせて検討を行う。	—	
子育て支援センター (地域子育て支援拠点事業)	現在の利用状況や利用希望などを総合的に勘案する必要あり。	—	
一時保育 (一時預かり事業)	広域的な利用が想定され、細かな区域設定はなじまないか。	市全域	
病児・病後児保育事業	現在1ヶ所実施しており、この実施状況を勘案。	市全域	

## 区域設定の具体的な検討について②

事業名	区域設定にあたっての視点	区域設定(案)	備考
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	実施状況や事業の性質上、細かな区域設定はなじまない。	市全域	
ファミリー・サポート・センター事業	現在1ヶ所実施しており、この実施状況を勘案。	市全域	
学童保育 (放課後児童クラブ)	現在の利用状況を勘案すると、小学校区の範囲内での利用が多い。	小学校区	現在の本市総合計画では、小学校区ごとの設置を推進。
利用者支援	—	—	新規事業であり、今後の国での議論を踏まえて検討。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	—	新規事業であり、今後の国での議論を踏まえて検討。
多様な主体が本制度に参加することを促進するための事業	—	—	新規事業であり、今後の国での議論を踏まえて検討。

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用せず  
家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
学校教育+保育+放課後児童クラブ  
+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用せず  
家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
子育て支援

需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、  
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※  
\* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付  
の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業  
・一時預かり  
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業  
・病児・病後児保育  
事業

放課後  
児童クラブ

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

**【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】（子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項）****<必須記載事項>**

- 区域の設定
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

**<任意記載事項>**

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携



○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

＜量の見込み＞

- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載（参酌標準）。

→住民の利用希望の把握が前提。（子ども・子育て支援法第61条第4項）

＜確保の内容・実施時期＞

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。  
（例）平成27年度に地域型保育事業（50人分）を整備、平成28年度に施設（100人分）を整備
- ・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

＜量の見込み＞

- 教育のみ＜1号＞
- 保育の必要性あり（3－5歳）＜2号＞
- 保育の必要性あり（0－2歳）＜3号＞

＜確保の内容・実施時期＞

- 施設（認定こども園、幼稚園）で確保
- 施設（認定こども園、保育所）で確保
- 施設（認定こども園、保育所）、地域型保育事業で確保

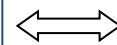
不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。  
例「保育の必要性あり（3－5歳）＜2号＞」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

量の見込み



確保の内容、実施時期

不足がある場合は整備

（○年度に○人分）

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

## 【参考】 地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

- 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。
  - ・ 利用者支援
  - ・ 地域子育て支援拠点事業
  - ・ 一時預かり
  - ・ 乳児家庭全戸訪問事業
  - ・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
  - ・ ファミリー・サポート・センター事業
  - ・ 子育て短期支援事業
  - ・ 延長保育事業
  - ・ 病児・病後児保育事業
  - ・ 放課後児童クラブ
  - ・ 妊婦健診
  - ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
  - ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## 【参考】地域子ども・子育て支援事業における新規事業について

子ども・子育て支援法において、

- ・利用者支援(同法第59条第1項第1号に規定する事業)
  - ・実費徴収に係る補足給付を行う事業(同法第59条第1項第3号に規定する事業)
  - ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(同法第59条第1項第4号に規定する事業)
- の3事業が、新たに事業として、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた。

具体的な事業内容等については、今後、国の子ども・子育て会議(基準検討部会)で議論される。

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(抄)

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 1 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業
- 3 支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの(以下この号において「特定支給認定保護者」という。)に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育(以下この号において「特定教育・保育等」という。)を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業
- 4 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業